

# 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション） 運営規定

## 第1条（事業の目的）

医療法人医真会が開設する植田医院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

- 1 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 事業の提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 事業の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

## 第3条（名称及び所在地）

事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 医真会 植田医院
- 2 所在地 奈良県桜井市三輪496番地の1

#### 第4条 (従業者の職種、員数、及び職務内容)

事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	理学療法士	1		
理学療法士	同	2	1	
作業療法士	作業療法士	0	0	
言語聴覚士	言語聴覚士	0	0	

##### (1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

##### (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

#### 第5条 (営業日及び営業時間)

事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

##### 1 営業日 月曜日から土曜日

ただし、8月13日から8月15日及び12月30日から1月3日までを除く。

##### 2 営業時間 午前8時45分から午後5時30分

#### 第6条 (事業の内容)

事業は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

#### 第7条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、桜井市の区域とする。

## 第8条 (利用料その他の費用の額)

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分 (片道の距離)	交通費
5 km未満	2 2 0 円
5 km以上 1 0 km未満	3 2 0 円
1 0 km以上 1 5 km未満	4 2 0 円
1 5 km以上 2 0 km未満	5 2 0 円
2 0 km以上	1 , 0 0 0 円

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

## 第9条 (緊急時における対応方法)

この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める。

## 第10条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 第11条 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等について記録を行います。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

## 第12条 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でもご利用者への訪問リハビリを継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を査定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。

## 第13条 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所で周知徹底
- 2 感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- 3 感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的実施

## 第14条 ハラスメント防止について

事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように次に挙げるとおりハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- 1 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為
  - ② 個人の尊重や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、事業所職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- 3 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考えかたについて研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握につとめます。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 第15条（その他運営に関する留意事項）

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日から以下の条文の改定を行う。  
第8条 利用料の改定
- 3 令和 6 年 4 月 1 日から以下の条文の追記を行う。  
第10条 虐待防止に関する事項  
第11条 身体拘束について  
第12条 業務継続計画  
第13条 感染症の予防及びまん延の防止のための措置  
第14条 ハラスメント防止について

